

平成19年7月2日

東京高等裁判所 第8民事部 御中

和解勧告に対する回答

東京大気汚染公害裁判原告団

はじめに

6月22日、裁判長が和解の骨子を読み上げ、退席された後も、原告は誰も立ち上がることができませんでした。格調高い裁判所からの言葉と12億円という解決金の額とのギャップをどう受け止めていいか分からなかったからです。傍聴席の私たちにまず頭に浮かんだのは法廷に来ていない原告のことでした。働くこともできずに、生活に困窮している原告に、希望額との隔たりををいったいどう説明するのか、途方に暮れました。

しかしその後、私たちは原告全員に思いを聞く機会を設けました。参加した原告は高齢者も重症者も、皆裁判所からの言葉に感動していました。私たちは皆、自らの起こした裁判で、世の中が大きく動き、救われる人は原告だけではないということに、大きな達成感と誇りを抱いていました。今回の勧告では、裁判所がこのことを真正面から受け止め、評価して頂いたことに、一様に心が救われる想いでした。

解決金は、たとえ一人あたり何百万円もらっても、働けない私たちは医療費の足しや生活費に消えてしまいます。私たちはいつまでも消えることのない誇りを胸に生きていきたい、この決意を込めて以下の通り回答いたします。

1 回答にあたっての立場

発病当初、1人1人が分断され、孤独な中でぜん息等の病苦に立ち向かうしかなかった私たちは、仲間を知り、手を結び合い、力を合わせて立ち上がり、以来11年余にわたって、この裁判をたたかってきました。長く苦しいたたかいと、被告らの非道な仕打ち、また裁判所の冷酷な判決にくじけそうになることもありましたが、原告同士励まし合って、また本当に暖かい支援の方々に支えられて今

日までたたかい抜くことができました。

そしてこの11年余の歳月を通じて私たちは一貫して、子や孫たちに安心して吸える空気をと願い、すでに大気汚染によるぜん息等を発病してしまった患者に対する十分な救済制度を求めてたたかい続けてきました。

このように東京の大気汚染公害の根絶と被害救済制度の確立を求めて世に問うた私たちの裁判が大きな契機となり、石原知事を先頭に東京都が、「ディーゼルNO作戦」に乗り出し、ディーゼル車規制条例等の施策を展開し、またこれが引き金となり、遅ればせながら、国の自動車単体規制も強化され、自動車NO_x・PM法も実施されるなど国のレベルでも施策の強化がはかられ、その成果としてまだ不十分ながらPM汚染の低減がはかられつつあるのも事実です。

これに加えて、私たちの粘り強いたたかいの末に、今般の和解協議において東京都から医療費助成制度の創設が提案され、実施に向けたメドが立つとともに、今後の大気汚染の低減に向けて、国・首都高会社・東京都から公害対策の提案がなされ、さらなる大気汚染の低減も期待されます。

以上の点は、今回の勧告においても、高い評価を受けているところです。これらの医療費救済制度並びに公害対策についての提案は、まさに私たちの命をかけたたたかいの末にかちとってきたものですが、ここまで大きな成果をかちとってきた今、私たちがこの勧告を拒むことになれば、これらの制度、対策提案は無に帰すことになり、これによって恩恵を受けるべき都内の多くのぜん息患者は再び救済のないまま放置され、大気汚染改善への歩みも停滞すること必至です。その意味で、和解協議の重要な段階にさしかかったこの裁判は、もはや裁判を提起した私たち原告らだけのものに止まらず、数十万人といわれる都内のぜん息患者全て、ひいては日々大気汚染にさらされている1200万東京都民全体の裁判になっているといつても過言ではありません。

そこで私たちは、このことをふまえて今回の裁判所勧告に対する回答を行うものです。

2 医療費助成制度および公害対策について

まず今回の勧告の第1の柱は、医療費助成制度の創設です。これは私たちの長年の悲願でした。病名が気管支ぜん息に限定されたのは不十分としても、全都、

全年齢、全額助成で実現のメドが立ったのは画期的です。私たちのもとにも制度実施を期待する方々から問い合わせが寄せられているのをみてもわかるとおり、都内の多くのぜん息患者の期待が集中しており、何としても早期に制度創設を実現させることが望まれています。

一方、第2の柱である公害対策についても、SPMについては一応の改善傾向にあるとはいえ、NO₂も含めてまだ安心できる域には到底達しておらず、とりわけ微小粒子汚染については、PM_{2.5}環境基準を早期に設定して規制措置をとることが焦眉の課題となっています。また今回の国、都の提案にかかる道路環境対策も早期の実施が望まれるところとなっています。

3 解決金について

さて次に今回の勧告の最大の焦点となっていた解決金についてです。勧告にかかる12億円という金額は、これまでの大気汚染訴訟の解決水準を持ち出すまでもなく低きにすぎるもので、原告らの甚大なる被害の回復にほど遠いばかりか、裁判闘争の負債の返済、裁判諸費用の支払い、今後の環境改善・環境保健事業などの将来資金を控除すれば、原告個々人への分配金は無きに等しい額と言わざるをえません。

しかし一方、この12億円という額は、被害救済を巨大幹線道路の沿道50mに限った第1審判決水準の約3倍に相当する額であり、その意味で、裁判所が沿道にとどまらない面的汚染による被害の救済に踏み込んだものとみることができます。

さらに10億円をこえるこの勧告額は、いわゆる見舞金的特性による支払いとしては説明できないレベルの金額です。勧告中をみても第1審判決で法的責任ありとして敗訴している道路管理者の国、都、首都高会社と自動車メーカーを同列に扱った上での支払を求めていることからして、これは世上言われる社会貢献レベルの「社会的責任」ではなく、自動車メーカーの行為がもたらした結果に対する責任としての「社会的責任」をふまえての支払を求めていること明らかです。

また被告企業が負担する金額という観点でみれば、自動車メーカーが負担すべき額は医療費助成制度の33億円と解決金の12億円あわせて45億円となり、これは過去の大気汚染訴訟の中で最高額の負担となっている大阪西淀川の被告企

業の負担額の39億9000万円を大きく上回る額になっていることも考慮しました。

4 結論

以上のとおり、私たちはこの間の命がけのたたかいによって画期的な医療費救済制度をかちとり、さらには今後に向けた国、都などの公害対策も引き出してきました。勧告はこの点を非常に高く評価して、和解の柱としてとりこんでいるものです。

したがって私たちは、解決金の金額については不満があるものの、誇りを持ち、胸を張って本勧告を受け入れ、この骨子を前提に今後の和解協議を進めることに同意することをここに回答致します。

但し、今後の和解協議においては、和解成立の前提として下記の点を実現するよう要望致します。

記

メーカー7社は、和解成立にあたって、会社のトップもしくはこれに代わる責任者が、過去の行為に対する見解表明と今後の公害対策についての決意表明を行うこと。

以上